

議 第 9 号 議 案

慎重な憲法論議を求める意見書の提出について

慎重な憲法論議を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成29年6月15日提出

富士見市議会議長 尾 崎 孝 好 様

提出者 富士見市議会議員 根 岸 操

賛成者 同 川 畑 勝 弘

同 寺 田 玲

同 小 川 匠

提 案 理 由

慎重な憲法論議を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

慎重な憲法論議を求める意見書

昨年7月の参議院選挙の結果、憲法改正を主張する会派の構成が衆参それぞれの3分の2を超えたことから、憲法をめぐる議論が活発になっている。憲法第96条が、「各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議」出来ると定めていることから、憲法改正発議の条件が整ったとの主張もある。

一方、多くの世論調査では、憲法改正を求める意見は減少傾向にあり、「安倍政権での憲法改正」については否定的なものが多数となっている。憲法改正が国民的要求となっているという状況とは到底言えない。

言うまでもなく、憲法制定権力は国民に有り、憲法改正の発議が立法府の特別多数に委ねられているのは憲法改正手続の一部に過ぎない。このことは、最終的な憲法改正の是非が国民投票の結果によって決することからも明らかである。

さらに、国家権力の恣意的運用を排するための権力制限規範としての役割が憲法の本質であることを踏まえれば、「国権の最高機関」として厳格な憲法尊重擁護義務を負う国会が、拙速な審議によって憲法改正を発議することのないよう強く求めるものである。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を要請する。

記

- 一、憲法審査会は、憲法及び憲法に関連する事項について広範かつ総合的に調査を行い、憲法の基本理念を活かし、その実現に努めること。
- 一、憲法問題についての国民的議論の動向を見据え、拙速な憲法改正発議を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様
内閣総理大臣 安倍晋三様
内閣官房長官 菅義偉様